

33-1 織布運転(準備工程作業)

2010.8.26

<p>作業の定義</p>	<p>整経(せいけい)、糊付(のりつけ)、経通し(へどおし)、緯巻(よこまき)作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)準備工程作業          ①始業作業          ②運転作業          ③ビーム交換作業          ④異常時の処理判断作業          (2)安全衛生作業          ①雇入れ時等の安全衛生教育          ②作業開始前の安全装置等の点検作業          ③織布運転職種に必要な整理整頓作業          ④織布運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業          ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業          ⑥安全装置の使用等による安全作業          ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業          ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業          ①製織工程作業、仕上工程作業          ②緯巻[よこまき(管巻くたまき)、巻き返し]作業          ③燃糸作業          ④チーズ運搬作業          ⑤ビーム運搬作業          ⑥機台清掃作業          (2)周辺作業          ①作業区分管理作業          ②製品区分管理作業          ③器具の管理作業          ④糸、ビーム、資材(糊剤等)の搬送作業          ⑤製品の搬送作業          (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)          上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①共通素材(材料)(一つ以上必ず使用すること。)          1)天然繊維          1.植物繊維(綿、麻等)          2.動物繊維(毛、絹)          2)化学繊維          1.再生繊維(レーヨン、ポリノジック、キュプラ)          2.半合成繊維(アセテート等)          3.合成繊維(ナイロン、ポリエステル、アクリル等)          3)繊維長による分類          1.紡績糸(スパン糸)          2.フィラメント糸(長繊維糸)          ②準備工程作業の中間素材(パッケージ)(一つ以上必ず使用すること。)          1.糸(チーズ)          2.整経ビーム          3.糊付ビーム/織機ビーム</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①準備工程作業(一つ以上必ず使用すること。)          1.整経機[荒巻整経機(あらまきせいけいき)、部分整経機に大別される。]          2.整経クリール          3.糊付機(スラッシャー等)          4.ビームスタンド粗紡機          5.その他準備機(タイピングマシン、リーチングマシン、オート・ドロウイングマシン、あぜ取り機)          6.各種付属装置等          ②器工具等(必要に応じて使用すること。)          1.各種器工具等          ハサミ、経通し、糊液の粘度計・濃度計、ビーム運搬車、クロスロール運搬車、台車、デンシメータ(織物密度測定器)、ルーペ、巻尺、ニッパ、金櫛、空調機械等          2.各機械の部品及び付属品等          リード、ヘルド、ドロッパー、ビーム、クロスローラ</p> <p style="text-align: right;">参考 1.及び3.の機械は技能評価試験(専門級)の対象機械</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①製品(織物の種類)          織物は主たる繊維の種類によって天然繊維織物(綿、毛、麻、絹)、化学繊維織物(レーヨン、キュプラ、アセテート、ナイロン、ポリエステル、アクリル等)、混紡糸、種類の異なる糸を用いた混交織織物がある。紡績糸で織った織物は短繊維織物、フィラメント糸で織った織物は長繊維織物と呼ばれる。織物の主な用途として、衣料用、産業資材用がある。          ②準備工程作業段階での製品(中間製品)・パッケージ          1.整経ビーム          2.糊付ビーム/織機ビーム</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.カーペット製造作業          2.経編みニット製造作業          3.魚網・ネット製造作業          4.ニードル織機作業          5.仕上工程作業専業の場合          6.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>